

## 論文の内容の要旨

論文題目      アメリカの学校管理職の専門職基準の研究  
                         一生徒の学習を核とする専門職への展開一

氏 名      津 田 昌 宏

### 1. 研究の目的

本論文の目的は、次の二点である。第一は、1996年にアメリカで発表された「学校管理職基準 (Standards For School Leaders)」(以下、「基準」と称す)について、作成された背景と経緯を分析し、また「基準」において示されたリーダーシップの内容を把握しようとするものである。第二に、「基準」の2008年改訂版の作成の背景と経緯、さらに2015年に再改訂されて「専門職基準」となった背景と経緯を考察し、それぞれのもつリーダーシップの内容を把握し、「基準」のリーダーシップ像から「専門職基準」のリーダーシップ像への変容を考察することである。

### 2. 問題意識

本論に通底する二つの問題意識がある。第一は、「リスクのある生徒」が抱える問題への取り組みである。彼らが抱える問題は200年以上にわたる問題であるとされるが、米国において、彼らが抱える問題がどのように把握され、どのように対応されてきたのかを歴史的に把握した。特に最近では、貧困や肌の色に加えて、障害の問題、性の問題、高校生の「中退」問題、性嗜好性の問題、多様な理由で周縁化されている問題など、「リスクのある生徒」の対象が拡大し、深刻化している状況があり、それは日本でも同じである。第二は、「リスクのある生徒」にたいして校長に何が出来るのかという問題である。「基準」は、「全ての子どもたちの成功を促進する」ことを求めているが、校長はどのような専門職性によって子どもたちに寄り添い、支援することができるのかに関心事である。

### 3. 課題設定と考察結果

以上の問題意識を持ち、研究目的達成のために以下五点の課題を設定し、考察を行った。それぞれに、日本における先行研究を超える新しい視点や知見を得ることができた。

第一は、教育改革の「波」や「うねり」による校長職務の変容の把握である。

1980年代以前には、組織上の地位を確保してきたとみられてきた校長職に激変ともいえる変化をもたらしたのは、『危機に立つ国家』に始まる教育改革の「波」であった。教育改革の「波」の中では全国知事会から、校長はすべきことをやっていないと批判され、また教師の専門職団体からは校長不要論まで出ていた。これに対応して、校長のあるべきリーダーシップ像を求めて、教育経営・行政に関わる研究者や実践家が集結し、2年間に亘って全国レベルで激しい議論が展開された。結局、具体的なリーダーシップ像には到達できず、「良好な教育上のリーダーシップの定義」の必要性が確認され、学校リーダーを養成するための国家的協力体制の構築を行うことで一致を見た。また、リーダーシップの議論では、伝統的で客観主義的な教育経営による「束縛としきたり」からリーダーたちを解放し、価値を重視する主観主義の必要性が指摘された。結果として主観主義を加えた複数のパラダイムを認めようとする考え方が生じていた。これが主観的な要素を多く含む「基準」の作成への道を開くことになった。

また本論では、「リスクのある生徒」が抱える問題への取り組みと、その問題に取り組む「効果のある学校」研究を、短期に出現し短期に消えていく改革の「波」よりも波長が長い、「うねり」のような問題として捉えた。それらの研究から、最も貧困な環境からくる子どもたちも学習し、成功することができるという強い信念がもたらされていた。

第二は、リストラクチャリングとシステムック・リフォームの把握である。

「基準」の作成プロセスで重要な位置にあると考えるのが、リストラクチャリングとシステムック・リフォームである。これらの改革運動は、教育改革の「波」と、「うねり」が結合し、さらに1980年代半ばから始まっていた学校を基盤とした経営（SBM）や、学校選択などのガバナンス改革とが合流した大きな改革運動として展開されたものである。そこでは、「すべての生徒は学べる」という言説が多くの研究者や実践家の間に広まり、いわゆる構成主義的な学習方法による、学習者を中心とする教育実践が展開された。それは、生徒を作業する人と捉え、教え込むのではなく、理解するための授業を行うことを意味するものであった。学習者中心主義が「基準」の学習理論として引き継がれていくのである。

日本の先行研究では、議論されることの少なかったリストラクチャリングの理論と実践の展開、またシステムック・リフォームの意義を明らかにすることができた。

第三は、「基準」の作成過程とそのリーダーシップ像の把握である。

この課題が本論の中核となる課題である。教育改革の「波」と「うねり」を克服し、あるいは吸収し、さらにリストラクチャリングから学習者中心主義を引きついで、学校管理職の新しいリーダーシップ論が、「基準」として示された。「基準」の作成過程では、前述のように、1970年代から続いてきた教育経営を巡る主観主義と客観主義の二項対立が、多くの研

究者や実践家の議論を通じて、1990年代初期には複数パラダイムを認めようとする考え方へ変化してきていた。その流れの中で、現代に必要とされる学校教育を構築するために、伝統的な演繹アプローチだけに依存するのではなく、むしろ帰納的方法論を採用しようとする議論に基づいてリーダーシップの知識基盤が研究された。またリーダーとフォロアーがお互いをより高いレベルのモチベーションと道徳性に向けて高め合うことを目指すリーダーシップ論が提言され、さらに物事を正しくやる方法と同時に、何をやるのが正しいのかを議論する倫理の重要性が議論された。

こうして作成された「基準」が示したリーダーシップ像は、一人ひとりの生徒の成功を促進するという目的のために、道徳的な行為主体によって行われる、子どもを中心とするリーダーシップであるとされ、その内容は、次の5点である。1) あるべき教育の目標に向けて両親、教師、生徒が一体となって教育実践を行うこと、2) 不利な状態にある生徒に傾注して手を差し伸べること、3) 教授上、あるいはカリキュラム上のリーダーシップを、リーダーシップ・スキルの核心であると考え、4) 歴史的に不利益を受けていた子どもたちを含め、すべての子どもの成功を保障しようとする、5) 学校をケアするコミュニティにしようとする、である。

第四は、NCLB法が「基準」に与えた影響の把握である。

ブッシュ（子）大統領のもとでNCLB法が2002年に施行されたが、その数年前から厳しさが増していた教育の成果に対するアカウントビリティは、同法によって頂点に達した。

21世紀に入る前の「リスクのある生徒」が抱える問題は、貧困とか、肌の色とかで区分したグループとして捉えられ、そこに存在する問題はグループ間の格差の問題であり、その解決のために公平性が求められてきた。しかし、NCLB法が、わずかの例外を除いて、全ての生徒にテストの点の向上を求めたことから、一人ひとりの生徒が抱えるリスクの問題が浮き彫りとなり、不利な状態にあるすべての子どもたちを社会正義の問題として捉えることが必要と認識されるようになってきた。2000年代初頭には、教師や校長に対する大学院レベルの社会正義教育が全国的に広がっており、社会正義という言葉が明確に使用されるようになるのがこの2000年頃であったと考えられる。社会正義を促進しようとする活動や教育実践に対して、社会正義は教会で行うような慈善事業であるべきと考える保守的な勢力から激しい攻撃が行われた。この間の経緯を把握することで、「社会正義」を含意するとされていた「基準」の改訂が必要になった理由と、学力向上を第一義とする2008年改訂版の内容を理解できた。

第五は、オバマ政権下での「専門職基準」の策定過程と内容把握である。

2009年にブッシュ大統領からオバマ大統領に政権が移行するに伴い、NCLB法の改定に向けた活動が活発になり、「基準」の2008年版も改訂が求められるようになった。2015年に発表された「基準」の再改訂版は、「専門職基準」となり、校長は専門職と位置づけられた。高いクオリティの教育と、生徒一人ひとりの学問上の成功と幸福を実現することが専門職としての校長の「核心的な価値」とであるとされた。具体的には、参画的授業、構成された

学習、学習への圧力、ケアする支援という 4 つの学習理論を実現するシステムとネットワークを構築し、その実践の過程で、社会正義、民主的コミュニティ、学校改善の理念を実現することが校長のリーダーシップと考えられた。

#### 4. 結論と示唆

以上の考察の結果、「基準」、「2008 年基準」「専門職基準」が作成された背景と経緯を把握することができ、「専門職基準」から現代におけるリーダーシップ論の到達点と考えられるリーダーシップ論の内容を把握できた。加えて以下 2 点の示唆を行った。

##### ① 「リスクのある生徒」研究の拡充

今現在「困難を抱えた子ども」に留まらず、将来困難を抱えるリスクのある子どもの存在をも把握し、彼らの抱える問題を社会全体で解決していく研究と実践が求められていると考える。

##### ② 学校管理職の職務再考

アメリカでは、アカウンタビリティの諸条件をクリアしたうえで困難な状況にある生徒たちの学力を伸ばすことに成功している多数の実践例が示されている。日本においても同様の実践例がある。重要なことは、日本教育経営学会が作成した「校長の専門職基準」のような理論研究と、一人ひとりの子どもを重視する実践が結びついていくことであると考えている。